工　事 番　号						

設計年度	令和6年度
施工月日	令和　　年　　月　　日
施工方法	請　　負
工事期間	

河川浚渫工事（普通河川引尾川）

三原市 沼田東町納所

仕　様　書

工　事　概　要	起　工　理　由
施工内容 施工延長　L=346.0m 浚渫土量　　V=230m3	

三　原　市

特　記　仕　様　書

第１章 総則

第１節　適用

１　本特記仕様書は、三原市沼田東町納所　河川浚渫工事（普通河川引尾川）に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書（令和６年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

※　土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第２節　週休2日工事等

本工事は、週休２日工事の対象外とする。

第３節　法令及び条例等の遵守

１　次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

(1)　工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」

(2)　上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」

(3)　上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」

２　「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

３　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第４節　建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

4　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1)　工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2)　再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3)　上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1)　建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2)　建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3)　建設発生土の搬出元の名称及び所在地
(4)　建設発生土の搬出量
(5)　建設発生土の搬出が完了した日

10　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

13　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
(4) ９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章 施工条件

第１節　用地

1　現場の復旧

原形復旧とする。

第２節　建設副産物

1　建設発生土（搬出）　（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）　（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所　株式会社アヴァンセ沼田東町納所リサイクルプラント　三原市沼田東町納所409

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第３章 工事保険等

1　工事保険等

受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督員に提出すること。なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。

2　法定外の労災保険 の付保

(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）を付保しなければならない。
(2) 受注者は、建設工事請負契約約款第54条（火災保険等）に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又なこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第４章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

数　量　総　括　表

－河川浚渫工事（普通河川引尾川）－

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
築堤・護岸		式		1	レベル1
河川土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂 上記以外(小規模),押土無】 【障害無,標準】	m3		230	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
＊＊工事費計＊＊					

図面番号	1／1	縮尺	図示
工種	河川浚渫工事（普通河川引尾川）		
種別	設計図	番号	／
路線河川名	普通河川引尾川		
工事箇所	三原市沼田東町納所		
三原市			

位置図

S=1/2000

横断図

S=1/50

A区間

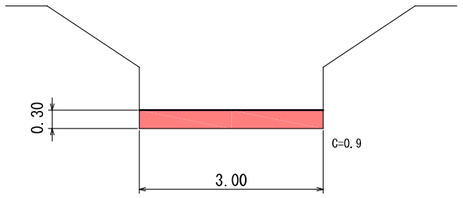

B区間

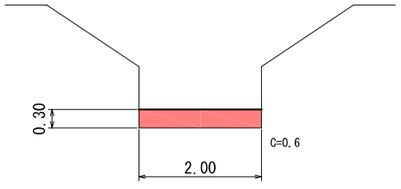

C区間

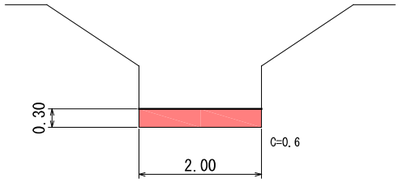

平面図

S=1/100

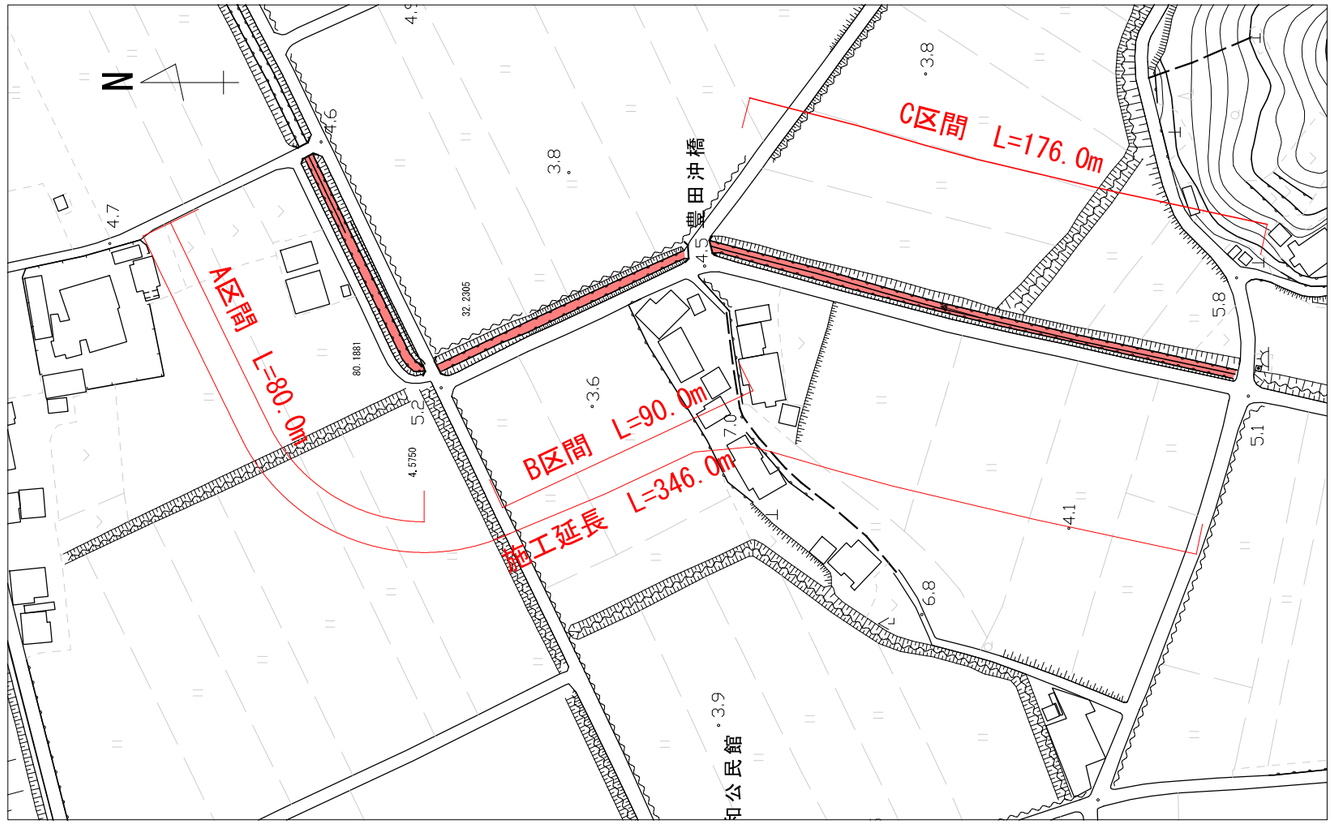

参　考　資　料

－河川浚渫工事（普通河川引尾川）－

総括情報表

変更回数	0
適用単価地区	59 三原市
単価適用日	00-06.11.01(0)
諸経費体系	1 公共(一般)

	当世代	前世代
工種	01 河川工事	
施工地域・工事場所区分	04 一般交通影響有り(2)	
復興補正区分	00 補正なし	
週休補正区分	00 補正なし	
現場事務所等の貸与区分	00 補正なし	
ＩＣＴ補正区分	00 補正なし	
冬期補正係数	00 補正なし	
緊急工事区分	00 通常工事 ０％	
前払金支出割合区分	00 補正無し	
契約保証区分	03 補正しない	

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

≪凡例≫

Co ･･･コンクリート　　As ･･･アスファルト
DT ･･･ダンプトラック　　BH ･･･バックホウ
CC ･･･クローラクレーン　TC ･･･トラッククレーン
RTC･･･ラフテレーンクレーン

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
築堤・護岸	1	式			Y1A01　　レベル1
河川土工	1	式			Y1A0101　　レベル2
掘削工	1	式			Y1A010101　レベル3
掘削 【土砂 上記以外(小規模),押土無】 【障害無,標準】	230	m3			Y1A01010101レベル4
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準	230	m3			SPK24040001 00 単第0 -0001　表
残土処理工	1	式			Y1A010108　レベル3
土砂等運搬 【土砂】	230	m3			Y1A01010802レベル4
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し　距離4.0km以下(3.5km超)	230	m3			SPK24040002 00 単第0 -0002　表

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
残土等処分	230	m3			Y1A01010803レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
残土処分費 土砂	230	m3			F0000000001 00
仮設工	1	式			Y1A0115　　レベル2
交通管理工	1	式			Y1A011521　レベル3
交通誘導警備員	7	人			Y1A01152101レベル4
交通誘導警備員B	7	人			R0369　　00
＊＊直接工事費＊＊ #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額…… 率……					前払補正率…
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊ 計算情報…… 対象額…… 率……					

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊工事費計＊＊					

施工単価表

掘削　　SPK24040001　　単第0 -0001　表

土砂 上記以外(小規模)　　標準　　1　　m3　　当り

機械構成比: 27.26%　労務構成比: 61.70%　材料構成比: 11.04%　市場単価構成比: 0.00%　　標準単価： 1,212.30000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	27.26%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00062 MTPT00062
運転手(特殊)	61.70%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	11.04%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1　土砂 E=7　標準			B=5　上記以外(小規模)		

施工単価表

土砂等運搬　　SPK24040002　　単第0 -0002　表

小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)　　DID区間無し　距離4.0km以下(3.5km超)　　1　　m3　　当り

機械構成比:　24.45%　　労務構成比:　63.42%　　材料構成比:　12.13%　　市場単価構成比:　0.00%　　標準単価:　1,589.80000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	24.45%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00017T1 MTPT00017T1
運転手(一般)	63.42%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	12.13%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2　小規模 C=1　土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=20　距離4.0km以下(3.5km超)			B=5　バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1　DID区間無し		

数量計算書（引尾川）
【浚渫】

数 量 集 計 表

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	過程数位	計上数位	摘 要
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5				
河川工事								
	河川土工							
		掘削工						
			掘削		m3	231.6	230	
		積込ルーズ	積込ルーズ		m3	231.6	230	
		残土処理工						
			土砂等運搬		m3	231.6	230	
			残土等処分		m3	231.6	230	
	仮設工							
		交通管理工						
			交通誘導警備員		式	1	1	

数量計算書 土 工

測 点	距 離(m)	撤去土量			備考
		面 積(m2)	平 均(m2)	掘削量(m3)	
A区間	80.0	0.90	0.90	72.0	
B区間	90.0	0.60	0.60	54.0	
C区間	176.0	0.60	0.60	105.6	
合計	346.0			231.6	

位　置　図

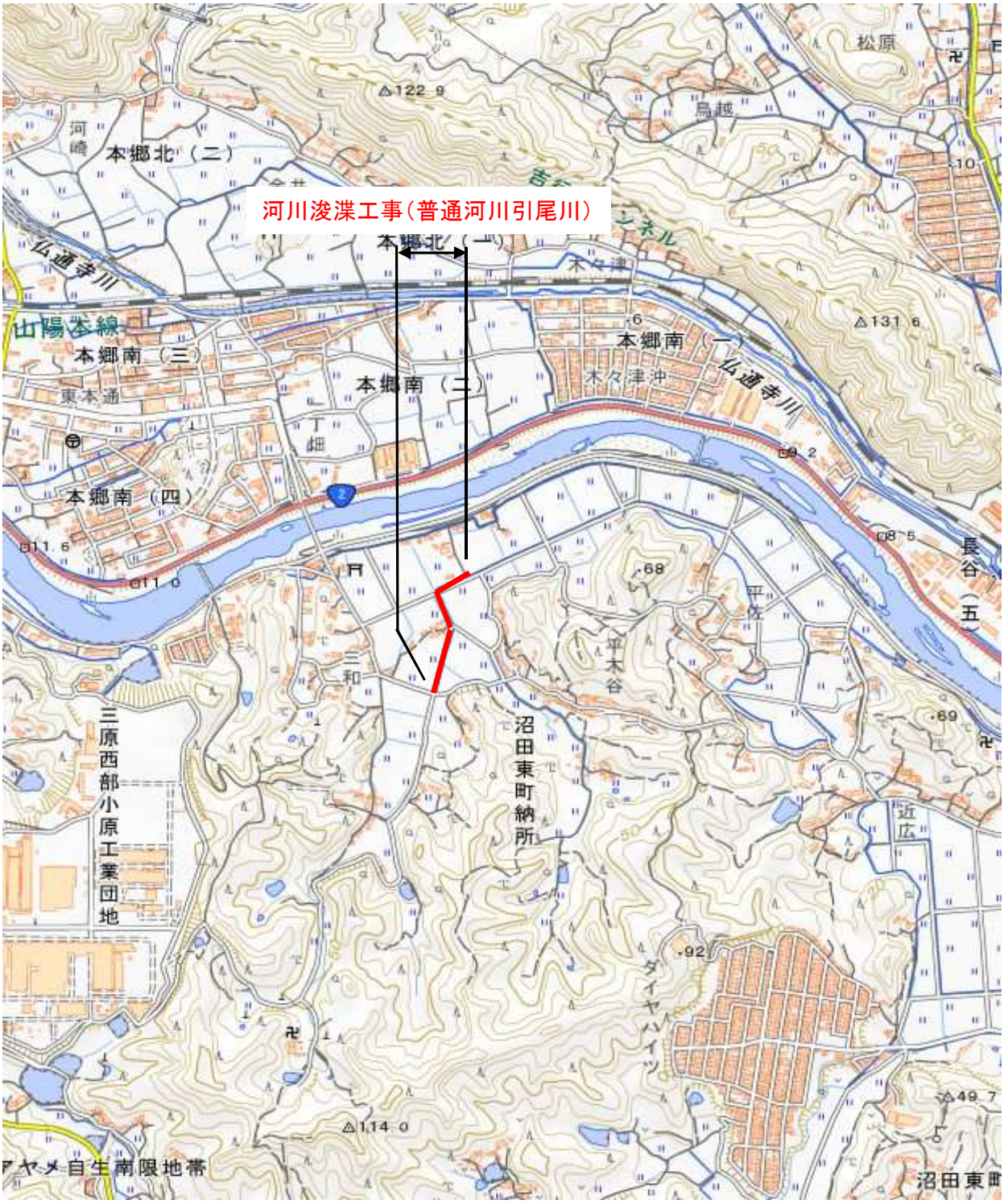

国土地理院地図引用